

平成30年2月28日(水)

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」 の制定について

- 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定しました。
- 電子決済等代行業者との連携の強化を図り、安心安全なオープン・イノベーションを実現するためAPI※の解放に取り組めます。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

本方針の制定により、安心安全なオープン・イノベーションを実現するためAPI※の解放に取り組めます。

当社は、今後も「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」を目指し、付加価値の高い金融サービスを提供することで、地域のお客さまのニーズにお応えしてまいります。

※APIとは Application Programming Interface の略であり、ソフトウェア同士が互いにデータをやりとりする際に用いられる、技術的な仕組みのことです。

記

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の構成

- 1 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針
- 2 資金移動に係る(更新系)APIの体制整備
- 3 口座情報に係る(参照系)APIの体制整備
- 4 APIに係るシステムの設計、運用及び保守ならびにその他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針
- 5 連携・協働に係る業務を行う部門の名称・連絡先
- 6 その他参考となるべき情報

※詳細につきましては、別紙をご参照ください

本件に関するお問い合わせ先	営業統括部	土田	TEL 086-800-1810
	事務システム部	田村	TEL 086-800-1220
報道関係のお問い合わせ先	経営企画部(広報担当)	光實 ^{みつざね} ・俣野	TEL 086-221-1145

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当社は、お客さまから信頼される銀行を目指し、電子決済等代行業者との連携及び協働により、新しい金融サービスへの取組みを推進して参ります。

2. 資金移動に係る（更新系）API の体制整備

当社は、電子決済等代行業者が銀行法第2条第17項第1号に掲げる行為を行うことができるAPIの整備を行います。

3. 口座情報に係る（参照系）API の体制整備

当社は、電子決済等代行業者が銀行法第2条第17項第2号に掲げる行為を行うことができるAPIの整備を行います。

4. APIに係るシステムの設計、運用及び保守ならびにその他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

当社は、オープン API に係るシステムの整備にあたって、当該システムの設計、運用及び保守は第三者（当社の勘定系システムを構築している業者）に委託して構築します。

5. 連携・協働に係る業務を行う部門の名称・連絡先

当社において、電子決済代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は次のとおりです。

担当部署：営業統括部

連絡先：e-mail eitou@tomatobank.co.jp

6. その他参考となるべき情報

その他連携及び協働を検討するにあたり、参考になるべきAPIの具体的な仕様については、当社ホームページ上で公開します。

※本連携及び協働に係る方針の改定及び「別表」の改定の情報について、当社からの e-mail によるご案内をご希望の方は上記担当部署にお問い合わせください。

以上

(別表)

1. 更新系オープン API の整備の可否・理由及び整備完了時期

(1) 個人のお客さまの本人口座間の資金移動や収納資金の決済等については、2019 年夏頃までに完了する予定です。

ただし、他人口座への資金移動にかかる決済等については、2020 年 5 月までに完了する予定です。

(2) 法人事業先のお客さまについては、体制整備予定ですが、内容、時期等については検討中です。

2. 参照系オープン API の整備の可否・理由及び整備完了時期

(1) 個人のお客さまに対する残高照会や入出金明細照会については、2018 年秋頃までに完了する予定です。

(2) 法人事業先のお客さまについては、体制整備予定ですが、内容、時期等については検討中です。

3. API 連携に係るシステムの設計、運用及び保守ならびにその他の当該整備に係るシステムの構築に関する方針

(1) 当社が提供する API 連携に係るシステム基盤は、「オープン API のあり方に関する検討会（事務局：一般社団法人全国銀行協会）による「オープン API のあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」（2017 年 7 月 13 日公表）記載の電文仕様標準に準拠しますが、「日付・時刻、通貨コード」について、独自の電文仕様となります。

(2) インターネットバンキングについては、共同センター（当社の勘定系システムを構築している業者）を利用しております。

なお、API については、同共同センターが提供するインターネットバンキングの契約が無くても利用するスキームとします。

4. その他参考となるべき情報

API により公開される預金口座の情報は残高情報と入出金明細情報（直近 2 ヶ月迄の取引明細）に限ります。